指定管理者制度通期モニタリング 実施結果

平成30年10月 府 中 市

目次

市立府中グリーンプラザ・	• •	•	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	1
市立ふれあい会館・・・・		•	• •		•		•	•	•	•	•	•	2
市民保養所やちほ・・・・		•			•		•	•	•	•	•	•	3
生涯学習センター・・・・		•			•								4

市立府中グリーンプラザ 指定管理者通期モニタリング評価シート

1 指定期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)

2 各年度の定期モニタリング評価結果

定期モニタリング実施年度	I :市民サービス の提供	Ⅱ:事業展開等	Ⅲ:施設の適正な 管理	IV:定期モニタリ ング総合評価
平成28年度	В	A	В	A
平成29年度	В	A	В	A

3 指定期間を通じた総評

(主な取組と成果)

府中グリーンプラザ (公益財団法人府中文化振興財団) は市の中心地という立地条件を最大限に生かし、様々な年代の市民が気軽に集え、ゆとりとうるおいのある交流の場として、充実したコミュニティ事業とサービスの提供に努めてきた。

その他、「JAZZ in FUCHU」、「よさこい祭り」のイベント事業の支援、けやき並木の清掃活動への参加、館内テナント(NPO団体・福祉施設・飲食店等)との連携による情報交換や告知媒体の確保等、地域との交流・貢献を通して、一定の稼働率を維持する施設として、安定した管理運営業務が行われている。

特に、この2年間は施設の閉館を意識した取組みとし、支出は必要最低限に抑えつつ、安心・安全に利用者 が施設を使用できることに重点を置き、施設の管理・運営がなされた。

また、平成30年3月31日には、府中グリーンプラザ施設利用者(市内文化団体等)の協力を得て、けやきホール及び展示ホールにて閉館企画イベントを実施した。同事業には、延べ700人以上の来場があり、観覧する市民と利用者の最後のイベントを賑やかに開催し37年間の歴史に幕を下ろした。

(今後の展開等)

府中グリーンプラザ及び分館は平成28年第3回市議会定例会において「府中市立府中グリーンプラザ条例 を廃止する条例」が可決されたことを受け、平成30年3月31日をもって閉館した。

また、平成29年7月には府中駅南口に新設された「ル・シーニュ」内の5、6階に会議室やホール等を有する市民活動センター「プラッツ」、同施設の地下2階に音楽練習室を有する府中の森芸術劇場分館を開設し、公益財団法人府中文化振興財団が指定管理者として決定した。

これまで府中グリーンプラザ及び分館を利用されてきた方々については、上記の新施設または他の市内文化公共施設で引き続き文化芸術活動の推進に向けて活動できるよう、他の文化公共施設の利用を促した。

市立ふれあい会館 指定管理者通期モニタリング評価シート

1 指定期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)

2 各年度の定期モニタリング評価結果

定期モニタリング実施年度	I :市民サービス の提供	Ⅱ:事業展開等	Ⅲ:施設の適正な 管理	IV:定期モニタリ ング総合評価
平成28年度	В	В	В	A
平成29年度	В	В	В	A

3 指定期間を通じた総評

(主な取組と成果)

指定管理者として節電への取組みを継続的に実施するとともに電力事業者の見直しを行うなど、光熱水費の 縮減に向けた取組を始め、施設の管理に必要な業務は適切に実施されていた。また、修繕など利用者が快適に 利用できるための取り組みも適宜実施されていた。

また、機能移転に伴う業務についても、適宜実施されていた。

(課題等)

近年、会議室の稼働率については低下傾向が続いているが、今後は会議室の利用対象が福祉活動を行う者以外の者にも拡大するため、福祉団体はもとより福祉団体以外の利用者に対する広報周知や利用者ニーズの調査・対応など、利用者サービス向上への取り組みを強化することが求められる。

また、建物については、機能移転に伴い施設の改修を行っているものの、昭和50年度に竣工し40年以上 が経過しているため、設備等の修繕を計画的に行う必要がある。

(今後の展開等)

ふれあい会館機能については、平成30年4月1日から府中町1丁目30番地に移転し、また、会議室の利用対象が福祉活動を行う者以外の者にも拡大するだけでなく、施設の設備機器の仕様等も大きく変更したため、会議室貸出業務及び施設保守業務を安定的に行うことが求められる。

市民保養所やちほ 指定管理者通期モニタリング評価シート

1 指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで(5年間)

2 各年度の定期モニタリング評価結果

定期モニタリング実施年度	I:市民サービス の提供	Ⅱ:事業展開等	Ⅲ:施設の適正な 管理	IV:定期モニタリ ング総合評価
平成25年度	В	В	В	A
平成26年度	В	В	В	A
平成27年度	В	В	В	A
平成28年度	В	В	В	A
平成29年度	В	В	В	A

3 指定期間を通じた総評

(主な取組と成果)

利用者へのサービスの提供や施設の管理について、全体的に指定管理者として適切な管理が行われている。

主な取組と成果は次のとおりである。

- 間 指定期間の当初から利用料金制を導入し、指定管理者導入前と比べて低価格の利用料金で利用できることから、少人数での利用がしやすくなり、部屋の稼働率は向上している。
- ② 保養所宿泊申込みを、インターネット及びフリーダイヤル電話による市民保養所やちほへの直接申込みにしており、利用者の利便性が向上するとともに、多様な要望に柔軟に対応している。
- 制用者アンケートによる多様な要望を可能な限り取り入れ、利用者へきめ細かいサービス提供を図って おり、食事、接客応対、館内清掃において高い満足度を得ている。また、継続利用者も多い。

(課題等)

保養所の利用状況は、緩やかに減少傾向にあることから、多様な利用者ニーズに対応した心安らぐ宿泊 体制を図った安定的な運営を継続するとともに、新たな利用者拡大に向けて、八千穂高原の広大な自然に 囲まれた魅力ある保養所を知ってもらうよう情報発信する必要がある。

(今後の展開等)

以下のことに取り組み、保養所の利用拡大を図る。

- □ 姉妹都市・佐久穂町との連携・協働を推進し、地場食材、特産品や観光資源を積極的な活用する。
- 保養所までの交通が容易でない方の利用を拡大するため、保養所周辺の観光施設を巡るバスツアーの充実や、JR八千穂駅から保養所までのタクシー利用助成制度を周知する。
- り 少人数グループや子育て家庭、会社や趣味・サークル団体など、新規利用者拡大のための積極的な広報 活動に取り組む。

生涯学習センター 指定管理者通期モニタリング評価シート

1 指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで(5年間)

2 各年度の定期モニタリング評価結果

学期エーカリンが字地左座	I :市民サービス	Ⅱ:事業展開等	Ⅲ:施設の適正な	IV:定期モニタリ
定期モニタリング実施年度	の提供		管理	ング総合評価
平成25年度	В	В	В	A
平成26年度	В	В	В	A
平成27年度	В	A	В	A
平成28年度	В	В	В	A
平成29年度	В	A	В	A

3 指定期間を通じた総評

(主な取組と成果)

生涯学習センターの施設利用については、平成25年の指定管理者制度移行後約10万人増え、毎年延べ約45万人以上の市民に利用されている。

施設管理については、建物の予防保全・安全管理のため適宜修繕を行い、安全に施設が利用できるよう適切な管理を行った。また、省エネ効果の高い照明器具への交換等により、光熱水費を大幅に削減した。

利用者増のため、講座の拡大、講座予約システムの導入、営業時間の延長、開館日の拡大等、利用者へのサービス向上を図った。

(課題等)

利用者の安心・安全のため、老朽化した施設の適切な維持管理や、防犯・災害等の対策による安全管理を引き続き強化していく。

施設全体の利用者でみると宿泊施設の利用が少ないため、対策を講じる必要がある。

(今後の展開等)

計画的な改修工事・修繕の実施による施設の長寿命化及びLCC(施設の使用に係る費用の総額)の低減を図る。

宿泊施設については、利用者増に向けて対策に取り組む。団体に対して宿泊プランを提示するなど、アプローチの仕方を検討し、利用拡大を図る。

安定継続的な来館者を確保するため、引き続き魅力ある講座の企画に取り組み、市民の生涯学習の拠点としての役割を担っていく。